

平成22年度子ども手当に関する暫定措置について

新政権は、中学卒業までの子ども一人当たり、月額26,000円の子ども手当を創設するとし、平成22年度支給分については、半額の一人月額13,000円を公約としている。

我々中核市市長会は、全国一律の現金給付である以上、全額国庫負担によるべき旨、意見表明してきたところである。

しかるに、平成22年度分については子ども手当を児童手当と併給とし、合わせて一人月額13,000円を支給とするこのたびの暫定措置は、子ども手当の一部を地方負担とするものであり、国と地方の役割分担が明確にされない点について遺憾と言わざるを得ない。

上記暫定措置は当該年度限りの措置とされているが、平成23年度以降は、児童手当を廃止し、子ども手当に一本化するとともに、制度設計にあたっては、基礎的自治体と十分協議のうえ、子ども手当はもちろん、事務経費についても地方に負担が生ずることがないよう求めるものである。

平成21年12月24日

中核市市長会

会長 細江茂光